

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和7年12月18日 午後7時00分
閉会の日時	令和7年12月18日 午後7時30分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 小林 貴法 教育委員 中西 康裕・駒田 聰子・畠井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕、畠井 祐樹
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 参事兼スポーツ課長 東浦 久修 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 井村 直樹 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第47号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

## **教育長**

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、中村委員を指名

会議に付する案件

議案第 47 号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について

## **教育長報告**

前回の教育委員会からの報告をします。

現在 12 月議会が会期中です。このため、報告につきましては、閉会後の教育委員会においてさせていただきます。なお、定例会では、教育関係について 6 人の議員から一般質問がありました。

児童生徒が人権について意見を出し合う人権フォーラムが、小学校が 11 月 26 日、中学校が 11 月 27 に行われ、今年も活発に意見交換がなされました。

伊勢山田青果・伊勢山田青果学校給食協力会と JA ながの飯綱りんご部会から、りんごが中学生全員に贈られました。市長への贈呈式が 12 月 2 日に実施され、今年で 16 回目となりました。

1 月 11 日には、二十歳のつどいが開催されます。委員の皆様にもお越しいただくことになりますのでよろしくお願いします。

来年度の学校の体制を確立するために、年度末人事異動が動き始めます。例年ですと、中学校の卒業時期に教諭の内示、その後に管理職の内示、春休みに入る時期に市の職員の内示があります。

セクハラ、体罰の禁止に加え、この時期は特に飲酒の機会が増えることから飲酒運転の禁止など、教職員の綱紀粛正について、各学校に周知しました。また、冬季休業中の児童生徒の生活に関する重点指導事項についても周知しました。

以上、私からの報告は終わります。

## **教育長**

それでは議事に入ります。

「議案第 47 号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## **事務部長**

1 ページをご覧ください。

これは、教育委員会会議の傍聴手続き、傍聴人の遵守事項を改めるとともに、傍聴人数の制限について規定するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## **教育総務課長**

それでは、議案第47号伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正につきまして御説明申し上げます。

これは、現在の規則の規定内容を現状等に則したものに改正しようとするものでございます。

主な改正内容について、新旧対照表において御説明申し上げますので議案書の4ページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表は、表の右側が改正前、左側が改正後となっております。

まず、第2条において傍聴の手続きについて規定しておりますが、これまで傍聴者は所定の用紙にその住所、氏名、年齢を明記することとしておりました。

これをこの度、個人情報保護等の観点から改正後の欄に記載しておりますように、「受付において傍聴券を交付する」という運用に改めようとするものでございます。

次に、傍聴人数に係る規定についてでございます。

改正前の第4条において、傍聴席の定員を5名と定めておりましたが、現在の会場の状況等を考慮し、改正後の第3条において具体的な人数は明記せず、「会場等の都合により制限することができる」と規定したものでございます。

次に、第7条の遵守事項についてですが、現在の時世に即し、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話を禁止する旨を規定したものでございます。

この規則は、令和8年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第47号伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正につきまして御説明申し上げました。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

### 教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

### 中村委員

これは改正前の4条がなくなつて、改正後の4条に変わるという認識でよいのか。

### 教育総務課長

第4条には定員については5人とするという規定をさせていただいておりましたが、改正後の第3条を見ていただきますと、こちらの方で傍聴人数の制限ということで傍聴人数をある程度制限させていただく形で第3条の方に移動し規定を見直したものでございます。

### 中村委員

今回は人数の制限はせずに会場の広さで制限をするというように読み取れてしまうんですけども、上限下限についての説明をお願いします。

### **教育総務課長**

現行の規定が5人ということで規定させていただいているのは、当時使用していた会場が5人程度しか入らない会議室であったためであると考えますが、現在開催をさせていただいている会場は職員の人数等によりまして、その都度上限人数も変わってくること、また会場が違う場所になった場合なども想定した上で、人数を明記はせず柔軟に運用ができるように規定を改正させていただいたものでございます。

### **中村委員**

最後におっしゃっていただいた柔軟にというのが本当に適切な言い方なのかなというふうに思いました。

もう一つ教えてください。

新しい第7条で、携帯電話、スマホ、タブレットによる通話をしないこととなっているが、録音や録画されることについては別のところで規定されているんでしょうか。

### **教育総務課長**

改正箇所のみを表記させていただいているためお手元にはありませんが、第6条におきまして、「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。」と明記しております。ただし、「特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。」となっており、記者等が傍聴される場合において、教育長の許可を得たうえで録音、録画ができる規定を設けております。

### **右京委員**

個人情報保護の観点から住所、氏名、年齢の明記を求めないということですが、誰が来ても大丈夫ということになるんでしょうか。教育委員会の議事を傍聴するんであれば全く外部の人間が来て傍聴してもいいのかどうかについて不安に思って質問させていただきました。

### **教育総務課長**

この傍聴の手続きのところの改め方ですが、今までの運用は1枚の用紙に住所、氏名を書くことになっておりました。その結果、他の方の個人情報が見えてしまう不具合も出てまいります。この点において、伊勢市の市議会が同じような運用をしておりましたので、その形で規定を改め、どなたが来ても制限はなく受付において傍聴券を配布する運用に改めさせていただいたという形になります。

### **畠井委員**

改正前の第2条のところなんんですけど、過去は名前を書いていたということなんですが目的は何でしょうか。

### **教育総務課長**

これは憶測になりますが、この規則の規定について、他市の例を見ますと現在も残っているところがあり、これは傍聴席に入ったものの、そこで騒いだり会議を妨害したりすることを抑止するために名前を書いているのではないかと思います。現在ではそういうことが減ってきた状況もある中で、規定の見直しが行われてきたというのが現状であると思います。

### 畠井委員

名前を書いて抑止することが目的であれば書く必要はないのかなと思ってたので過去の経緯を知りたくて質問させてもらいました。

### 中村委員

おそらく畠井委員も同じことを心配なさってると思うんですけども、今の答弁で、過去には妨害されたりということがあったかもしれない規定されていたものが、今はそういう時代ではないと理解させてもらいました。確かに時代は変わっていると思うんですが、万が一妨害をする行為があった場合には柔軟に対応されるということなので、その辺をしっかり考えていただけるのかなとは思うんですけどもそこについて教えて下さい。

### 教育総務課長

第7条第5号において、「会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと」と規定されておりますが、第8条で「教育長は傍聴人がこの規則に違反するときは、退場を命じることができる」という規定がありますので、そういう場合がありましたときはそちらの方で対応させていただくよう考えております。

### 教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第47号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

### 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第47号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

### 教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願ひします。

### 教育長

これをもちまして教育委員会を閉会いたします。